

令和7年度 指定居宅サービス事業者等 集団指導



「©2014 大阪府もずやん」

大阪府 福祉部 高齢介護室
介護事業者課 居宅グループ

次第

1. ご挨拶 大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長
2. 介護保険の理念
3. 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の内容等について
4. 大阪府の現状と介護テクノロジー導入支援事業補助金
5. 生活保護法に基づく介護について
6. 大阪府における高齢者虐待の対応等について
7. ヤングケアラー支援
8. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱い
9. 社会福祉施設等の感染対策
10. 人生会議等

1 介護保険の理念（介護保険法第2条）

提供するサービスが要介護状態の軽減・悪化の防止又は予防に役立つものであること。

利用者の受けるサービスは、利用者の選択に基づき、多様な事業者等から総合的・効率的に行われるものであること。

事業者が提供するサービスの内容及び水準は、可能な限り、利用者の居宅において自らの能力に応じ、自立した日常生活を送れるように配慮されなければならないこと。



各事業者の皆様が、介護保険関係法令を遵守していただくことが重要です。（例：厚生労働省令・大阪府条例）

2 利用者本位のサービス提供

利用者と事業者の対等
な立場の構築

利用者の立場の理解

利用者の立場に立った
サービス提供



利用者本位の
サービス提供